

経過措置型医療法人の移行の選択肢

松田紘一郎 税理士・公認会計士事務所 所長 松田紘一郎

医療法人の種類

改正医療法施行日（2007年4月1日）以降の医療法人の種類は、表1で示すようになります。

医療法人の98%を占めている社団（持分あり）医療法人は経過措置型医療法人となり「当分の間」にDかCかもしくはAへ移行することとなります。新しく設立される医療法人は、「医療法人社団（持分なし）」基金制度採用（基金型）「医療法人社団（持分なし）」基金制度不採用（公益の拠出型）「医療法人 財団（持分なし）（寄附型）」の3種類です。

えます。しかし、法人類型の移行および経営形態を変えるケースは個々にそれぞれが独立して行われるものではなく、機能的・複合的にかかわり合うものです。

経過措置型医療法人（甲）から新しい法人類型（乙）への移行は3ケース、（甲）から経営形態の変化（丙）は8ケースあります（表2）。表2で示した「勝ち組」は、財務構造が良く、経営成績の良い（黒字経営）状態の医療機関をいい、「負け組」はその反対、つまり負債比率が高く、営業経営が不安定で財務状態が苦しい医療機関をいいます。

具体的な選択肢

①法人類型の移行

経過措置型医療法人から

新しい法人類型への移行では、はじめに基金拠出型医療法人（基金制度不採用も含む）を選択し、後に社会医療法人、特定医療法人に移行することも可能です。

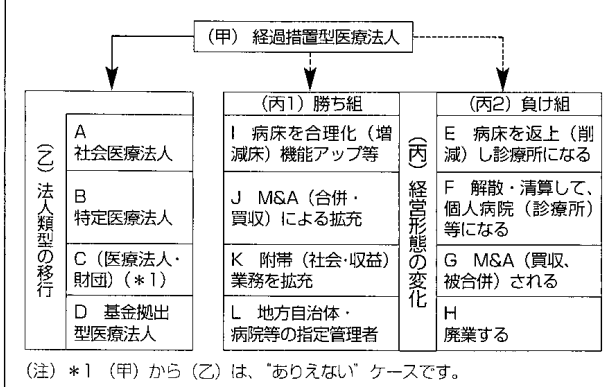
「勝ち組」の医療法人のいわゆる「勝ち組」の対応は、表2-J、KおよびLとなりましようが、この他、地方自治体病院等の指定管理者となることも考えられます。実際には表のような単線ではなく、いずれも複合的、重層的に選択されるはず。

表1 医療法人類型図表

区分	公益	低い ← 公益性 → 高い			高い ↑ 非営利性 ↓ 低い
		財団社団	C 医療法人 *1	B 特別医療法人 *2	
医療法	持分なし	基金あり(なし)	D 同上 (基金拠出型法人) *3	-	-
	持分あり	同・附則	E 経過措置型医療法人 *4	-	-

(注) *1 特定医療法人はこの類型 *2 医療法では、附則により2012年3月31日まで存続 *3 基金制度不採用を含む *4 出資額限度法人はこの類型

表2 経過措置型医療法人の移行表



□「負け組」の対応
医療法人のいわゆる「負け組」の対応は、表2-E、F、GおよびHとなりましようが、このケースは「勝ち組」と異なり財務状態（キャッシュ・フロー）の悪化から選択肢が限定され、比較的単純な単線のケースをとるはず。

□法人類型と経営形態
社会医療法人および特定医療法人は、勝ち組（丙1）のなかの4ケースにつ

いて複合的に対応、つまりその地域医療の拠点的な医療機関になっていく（一般的に）ものと思われましよう。基金拠出型医療法人については、明確なことは示せませんが、基金は資金調達の手段でもあり、株式会社や非営利法人（他の基金拠出型法人や社会福祉法人など）も基金の拠出者になりうることから、その活用によりM&Aや不動産の流動化による選択も可能です。